**池田市立歴史民俗資料館館蔵資料の撮影・画像の使用について**

当館館蔵資料について、撮影および画像の使用を希望する場合は、以下の注意事項、使用条件を熟読のうえ、事前に申請をお願いします。

■注意事項・使用条件

1. 撮影可能な時間帯は開館日の９時から１７時です。（開館日はHPで公開している開館カレンダーをご参照ください）
2. 撮影に当たっては当館職員の立会いのもと、資料の保全に万全の注意をしてください。
3. 撮影機材等はお持ち込みください。ただし、機材の大きさによっては館内のスペース確保の問題から持ち込みをお断りする場合がございます。大型の機材を持ち込まれる場合は事前にご相談ください。
4. 資料の画像は申請の目的以外には使用しないでください。
5. 書籍・雑誌・新聞等に撮影した写真や提供した画像を掲載する場合は、掲載物を1部提出してください。 また、掲載・放映時は「池田市立歴史民俗資料館蔵」などとキャプションを付してください。
6. デジタルデータは使用後破棄してください。
7. 使用画像の過度な改変はしないでください。
8. 提供画像の利用において生じたトラブルおよび損失損害の責任は、当館では一切負いません。

■資料撮影・画像利用の申請方法

①下記宛先まで電話またはメールにて撮影・画像提供を希望する資料等についてご相談ください。（希望日の１週間前まで）

②「館蔵資料撮影・画像利用申請書」に必要事項をご記入のうえ、郵送またはメールにて提出してください。

③申請内容について館内で協議し、「館蔵資料撮影・画像利用許可書」をお送りします。

④撮影を要する場合は「館蔵資料撮影・画像利用許可書」に記載されている日時にご来館ください。

⑤画像利用の場合は「館蔵資料撮影・画像利用許可書」と合わせてデータを送付します。

【提出先】

池田市立歴史民俗資料館

〒563-0029 大阪府池田市五月丘1-10-12

TEL/FAX　072-751-3019

E-mail　　 rekisi@city.ikeda.osaka.jp

池田市立歴史民俗資料館　館蔵資料撮影・画像利用申請書

　　　　　年 　　　月　　　日

池田市立歴史民俗資料館

館長　様

住所

申請者　団体名

代表者名

電話番号

Eメール

下記のとおり、池田市立歴史民俗資料館館蔵資料の撮影（画像の利用）を申請いたします。

記

該当するもののみご記入ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請内容 | 1. 撮影　　②画像の利用　　③掲載・放映　　④その他 |
| 資料名 | （例：蝸牛廬文庫1（1）摂津国川辺郡小戸村文書） |
| 合計　　　件 |
| 使用目的 |  |
| 使用期間  （掲載日・放映日） | 年　　　月　　　日　（　　　）～  年　　　月　　　日　（　　　） |
| 1. 撮影 | 撮影希望日時：　　　　　年　　　月　　　日　（　　　） |
| 1. 画像の利用 | 画像データ送付先（メールアドレス）： |
| 1. 掲載・放映 | 掲載先書名あるいは放映番組名： |
| 1. その他 | 内容： |

池田市立歴史民俗資料館　館蔵資料撮影・画像利用許可書

　　　　　年 　　　月　　　日

　様

池田市立歴史民俗資料館

館長　細谷勘介

下記のとおり、池田市立歴史民俗資料館館蔵資料の撮影（画像の利用）を許可いたします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 申請内容 | 1. 撮影　　②画像の利用　　③掲載・放映　　④その他 |
| 資料名 |  |
| 合計　　　件 |
| 使用目的 |  |
| 使用期間  （掲載日・放映日） | 年　　　月　　　日　（　　　）～  年　　　月　　　日　（　　　） |
| 1. 撮影 | 撮影日時：　　　　　年　　　月　　　日　（　　　） |
| 1. 画像の利用 | 画像データ送付先（メールアドレス）： |
| 1. 掲載・放映 | 掲載先書名あるいは放映番組名： |
| 1. その他 | 内容： |

以上

裏面の注意事項及び使用条件を遵守のうえ、撮影および画像をご利用ください。

**池田市立歴史民俗資料館館蔵資料の撮影・画像の使用について**

当館館蔵資料について、撮影および画像の使用にあたっては、以下の注意事項、使用条件をご確認ください。

■注意事項 ・使用条件

1. 資料館内は飲食禁止です（蓋つきの飲み物は持ち込み可能ですが、資料から離れてご利用ください）
2. 撮影に当たっては当館職員の立会いのもと、資料の保全に万全の注意をしてください。
3. 撮影機材等はお持ち込みください。ただし、機材の大きさによっては館内のスペース確保の問題から持ち込みをお断りする場合がございます。大型の機材を持ち込まれる場合は事前にご相談ください。
4. 資料の画像は申請の目的以外には使用しないでください。
5. 書籍・雑誌・新聞等に撮影した写真や提供した画像を掲載する場合は、掲載物を1部提出してください。 また、掲載・放映時は「池田市立歴史民俗資料館蔵」などとキャプションを付してください。
6. デジタルデータは使用後破棄してください。
7. 使用画像の過度な改変はしないでください。
8. 提供画像の利用において生じたトラブルおよび損失損害の責任は、当館では一切負いません。